

令和10年度全国高等学校総合体育大会東海ブロック大会岐阜県準備委員会設置要綱 新旧対照表

| | |
|--|--|
| <p><u>(役員及び委員の任期)</u> 第6条 委員の任期は、委嘱の日から準備委員会が解散するときまでとする。 2項 (略)</p> <p>(会 議) 第7条 <u>準備委員会に、次の会議を置く。</u> <u>(1) 総会</u> <u>(2) 競技種目別会議</u></p> <p><u>(総 会)</u> 第8条 <u>総会は、役員、委員及び監事をもって構成し、必要に応じて体育健康課長が招集する。</u> <u>2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</u> <u>(1) 事業計画及び事業報告に関すること。</u> <u>(2) 予算及び決算に関すること。</u> <u>(3) その他重要な事項に関すること。</u> <u>3 総会の議長は、会長が行うこととする。</u> <u>4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。</u> <u>5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>6 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。</u></p> | <p><u>(任 期)</u> 第4条 委員の任期は、委嘱の日から準備委員会<u>の目的が達成された</u>ときまでとする。 2項 (略)</p> <p>(会 議) 第5条 <u>準備委員会は、必要に応じて体育健康課長が招集する。</u> <u>2 議長は、会長が行うこととする。</u> <u>3 準備委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。</u></p> |
|--|--|

令和10年度全国高等学校総合体育大会東海ブロック大会岐阜県準備委員会設置要綱 新旧対照表

| | |
|--|--|
| <p>(競技種目別会議) 第9条 <u>競技種目別会議は、会場地担当者</u>と<u>岐阜県高等学校体育連盟各競技種目専門部委員長及び県担当者</u>をもって構成し、<u>競技運営の詳細について企画・立案する。</u></p> <p><u>(専 決)</u> 第10条 <u>会長は、準備委員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。</u> 2 <u>会長は、前項の規定により専決したときは、これを総会において報告し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p><u>(事務局)</u> 第11条 <u>準備委員会の事務を処理するため、岐阜県教育委員会体育健康課に事務局を置く。</u> 2 <u>その他の事務局について必要な事項は会長が別に定める。</u></p> <p><u>(経 費)</u> 第12条 <u>準備委員会の経費は、県の一般会計から支出する。</u></p> <p><u>(会 計)</u> 第13条 <u>準備委員会の会計は、令和8年4月1日から始まり、準備委員会の解散をもって終了する。</u> 2 <u>その他準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(予 算)</u> 第14条 <u>準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、総会に提案する。</u></p> <p><u>(準備委員会の決算及び解散)</u></p> | <p>(競技種目別会議) 第6条 <u>準備委員会は、会場地に競技種目別会議（以下「会議」という。）を置く。</u> 2 <u>会議では、会場地担当者</u>と<u>岐阜県高等学校体育連盟専門部担当者及び県担当者が、競技運営の詳細について企画・立案する。</u></p> <p><u>(庶 務)</u> 第7条 <u>準備委員会に関する事務は、岐阜県教育委員会体育健康課において処理する。</u></p> <p><u>(解 散)</u></p> |
|--|--|

令和10年度全国高等学校総合体育大会東海ブロック大会岐阜県準備委員会設置要綱 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p><u>第15条 決算において余剰金が生ずるときは、協議により拠出者に返還する。ただし、協賛金を財源とする余剰金については、翌年度会計に繰り越すことができる。</u></p> <p><u>2 会長は、事業報告書及び決算資料を、監事の監査意見を添えて委員に送付し、確認を求めなければならない。</u></p> <p><u>3 準備委員会は前2項の事務の終了をもって解散する。</u></p> <p><u>(解散後における事務処理)</u></p> <p><u>第16条 準備委員会解散の後、準備委員会に関する問い合わせやその他の事務については、岐阜県教育委員会体育健康課において処理する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年12月4日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年3月12日から施行する。</u></p> <p>第3条関係</p> <p><u>1～10 (略)</u></p> <p><u>11 委員 大垣市教育委員会社会体育スポーツ課課長 洞口 直樹</u></p> <p><u>12 委員 高山市教育委員会事務局教育総務課課長 南元 伸一</u></p> <p><u>31 監事 岐阜県出納事務局出納管理課長 若宮 みちよ</u></p> <p><u>32 監事 岐阜県高等学校体育連盟会計 山田 利佳</u></p> | <p><u>第8条 準備委員会は、その目的を達成したときに解散する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年12月4日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
|--|---|